

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	政策調整部情報システム課
委 託 業 務 名	第二別館サーバ室空調設備更新業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町 3 番 1 号
概 要	第二別館サーバ室の空調設備の更新
契 約 期 間	令和 4 年 7 月 21 日 から 令和 4 年 9 月 30 日 まで
契 約 年 月 日	令和 4 年 7 月 21 日
契 約 金 額	10,560,000 円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 大津市中央四丁目 5 番 33 号 [名 称] 富士電機 IT ソリューション株式会社 滋賀営業所
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>本契約の対象である空調設備は、本市の情報処理の安定稼動のため設置しているものである。当該設備が故障した場合、直ちに対応できるように、監視システムにより、同設備を状態監視しているものである。この監視システムについては、納入業者である富士通ネットワークソリューションズ株式会社関西支店が大津市独自仕様により構築したものであり、設定内容は公開していない。</p> <p>当該業者は、納入業者より業務引継ぎを受けており、空調設備と監視システムのシステム連携に関する設定を実施できる唯一の業者であるため。</p>
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。